

11. 種の保存事業

シジュウカラガンの羽数回復事業

シジュウカラガンには大きく分けて2つの個体群があり、アリューシャン列島で繁殖しアメリカ西海岸で越冬するもの、千島列島で繁殖し宮城県を中心に日本で越冬するものがある。江戸時代以前は宮城県の仙台平野に多数見られるガンであったが、1900年代初頭、世界中で毛皮ブームが広がりキツネの毛皮の商業的価値が高まったことに伴い、シジュウカラガンの繁殖地であったアリューシャン列島や千島列島の島々ではキツネの放し飼いが行われた。これによって卵や雛、換羽期に一時的に飛べなくなる親鳥が捕食され、生息数は激減し日本へ飛来するシジュウカラガンの個体群は「絶滅した」と言われた。

しかし、1960年代から70年代にかけて伊豆沼にシジュウカラガンが数羽飛来したことをうけ、当園は1980年（昭和55年）から「日本雁を保護する会」と共同で、絶滅の危機に瀕しているシジュウカラガンの羽数を回復し、渡り鳥として再び蘇らせる事業に取り組むこととした。先にアリューシャン列島の群れの回復に成功していたアメリカから1983年（昭和58年）に9羽のシジュウカラガンを譲り受け、当園で飼育を開始した。アメリカから譲り受けたシジュウカラガンは順調に繁殖し、1985年（昭和60年）からは繁殖した個体の放鳥を越冬地の宮城県や中継地の北海道で始めた。繁殖地を同じくするマガンと共に渡ることをねらい、1991年（平成3年）までの7年間で37羽を放鳥したが、行方不明や北帰しない残留個体が多く十分な成果は得られなかった。

ガンの仲間が持つ「初めて飛翔を覚えた地域を繁殖地として認識する」「渡りの経路は学習によって覚える」といった特性をふまえ、越冬地の日本ではなく、繁殖地での放鳥がより効果的であると考えられた。事業開始当時は、日本とソ連の間の政治的な壁によって共同事業ができない状態であったが、1991年（平成3年）にソ連が崩壊し政治体制が変化したことを契機に、1992年（平成4年）に日ロ米共同事業が合意、そして1994年（平成6年）から仙台市、日本雁を保護する会、ロシア科学アカデミー・カムチャツカ太平洋地理学研究所（当時の生態学研究所）による千島列島での放鳥事業が始まった。この事業は、当園で繁殖させたシジュウカラガンをカムチャツカ施設で繁殖させ、その若鳥を群れで旧来の繁殖地である北部千島列島の島に放鳥することにより、この島と旧来の越冬地である宮城県仙台平野間の本来の渡りのコースをたどる個体群を回復させようとするものであった。

数々の検討を経て、放鳥する場所はシジュウカラガンの生息に有利な自然環境が維持されており、キツネなどの捕食性動物の存在も認められないエカルマ島に決定した。エカルマ島での放鳥実験は、平成7年度から平成12年度まで通算6回行い、合計119羽放鳥したものの、我が国への渡りが見られたのは平成9年度の4羽と平成11年度の1羽の計5羽のみであった。この6回の放鳥から、飛翔能力の乏しい2歳未満の個体をより大きな群れで放鳥することによって、越冬のための南下が促されることが示唆された。そこで、2歳未満の個体を50羽程度の群れで放鳥できるように、繁殖部屋を増やすなどの整備を行い、エカルマ島での本格的放鳥を開始し、平成14年度から18年度までの5年間で合計307羽を放鳥した。平成19年度、平成22年度にも放鳥し、事業全体では合計13回、551羽が放鳥された。

平成17年度に11羽の飛来が確認されたのを契機に飛来数は年々増加し、平成19年度には4羽の標識個体が7羽の幼鳥と共に飛来し、日本への渡りが次世代へ引き継がれていることが確認できた。平成26年度には自立的回復の目安となる1,000羽を初めて超え、日本雁を保護する会と共に

「野生生物保護功労者表彰」の環境大臣賞を受賞した。

平成 29 年（2017 年）には 82 年ぶりに仙台市内への飛来も確認され、令和 3 年度には宮城県内へ 8,000 羽を超えるシジュウカラガンが飛来し、かつての越冬地である七北田低地（仙台市，多賀城市）への飛来も確認された。

近年では，ホームページの更新や教育プログラムの整備，関係機関との連携によるイベント実施，専門雑誌等への寄稿などを通じて，シジュウカラガン保全への理解と関心を高める普及啓発活動に注力している。



繁 殖 賞 受 賞 の 状 況

受 賞 年 月 日	動 物 名	受 賞 年 月 日	動 物 名
1968/3/10	インドジャッカル	1985/4/11	ウォータードラゴン
1971/2/17	アフリカスイギュウ(人工)	1985/5/16	チョウゲンボウ
1971/5/20	カナダガン	1985/5/30	シジュウカラガン(人工)
1972/5/22	アフリカスイギュウ	1985/7/1	シジュウカラガン
1973/5/28	カナダガン(人工)	1986/6/19	トウホクアカシカ
1980/5/20	マゼランガン	1988/6/6	オオタカ
1981/3/31	フクロウ(人工)	1989/4/15	ニホンイヌワシ(人工)
1982/2/20 1982/2/24	ハワイガン(人工)	1989/4/16	チョウゲンボウ(人工)
1983/4/16	フクロウ	1989/4/18	ノスリ(人工)
1983/8/29	アカダイショウ(人工)	1990/3/3	トッケイヤモリ
1984/5/26	ハワイガン	1992/5/18	チャイロバシリスク(人工)
1984/6/24	コロンビアクジャクガメ	1992/7/31	チャイロバシリスク



公益財団法人 日本動物園水族館協会

初繁殖認定要綱（抜粋）

（対象）

第3条 この認定は繁殖後6か月以上生存した繁殖動物を対象とする。ただし、本来寿命が短く成長率の大きな動物にあっては、6か月以内であっても性成熟に達した時点で対象となるものとする。

2 哺乳類，鳥類，爬虫類においては認定区分を自然，人工育成，人工繁殖に分ける。

この場合「人工育成」，「人工繁殖」の定義については細部基準に定める。

3 両生類，魚類，無脊椎動物においては認定区分を設けない。